

---

このドラマはフィクションであり、成年後見人の状態や状況によっては必ずしも公正証書遺言書が作成できるわけではありません。我々事業承継・遺言時医師立会支援センターも引き受けられない場合もありますので事前に弁護士や税理士といった専門職とよく相談されてください

また後遺言を作成できなかった場合も報酬が発生します。



事業承継・遺言時医師立会支援センターは今回登場の医師の手配も可能ですのでお気軽にご相談ください。

---

---

---

---

03-6869-0698

---

---